Ⅳ　短期借入金の限度額

中期目標

－

中期計画

（１）　短期借入金の限度額

13,000億円

（２）　想定される理由

①　予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金

②　機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金

短期借入金（手形借入及びコール借入）については、平成19年度中における最大借入残高は4,531億円（12月21日～12月26日）、平成20年度中における最大借入残高は4,988億円（５月30日～６月６日）、平成21年度から平成23年度における実績はなかった。

Ⅴ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期目標

－

中期計画

北五条宿舎（札幌市）、額新第二宿舎（金沢市）の処分を計画

1　宿舎の処分

(1) 平成19年度において、北五条宿舎１号・２号（札幌市、各１戸（区分所有））及び額新第二宿舎（金沢市、８戸）を売却した。

(2) 平成19年度に宿舎整理計画を策定し、平成21年度に12宿舎中11宿舎を、平成24年２月に残る１宿舎（北４条宿舎）の売却を完了した。

(3) 監事による監査においても、上記(1)及び(2)について確認された。

支店名	宿舎名	所在地	戸数	売却の状況
北海道支店	北４条宿舎	札幌市	６戸	平成24年２月売却
東北支店	八幡第一宿舎	仙台市	２戸	平成21年度売却
	八幡第二宿舎	仙台市	２戸	〃
	上杉宿舎	仙台市	３戸	〃
北関東支店	南橘宿舎	前橋市	９戸	〃
	文京宿舎	前橋市	９戸	〃
北陸支店	光が丘宿舎	金沢市	12戸	〃
近畿支店	八尾宿舎	八尾市	２戸	〃
中国支店	鈴が台宿舎	広島市	14戸	〃
四国支店	太田宿舎	高松市	12戸	〃
南九州支店	水前寺第二宿舎	熊本市	４戸	〃
	水前寺第三宿舎	熊本市	９戸	〃

計　12宿舎 84戸（※12宿舎のほか、45宿舎 468戸を保有）

2　公庫総合運動場の処分

公庫総合運動場（機構所有面積6,310.7㎡）については、共有他法人と分割案及び処分スケジュールについて協議し、平成21年６月末に閉鎖、クラブハウス等の建物を除却し、平成22年３月に関係機関の持ち分に基づく分筆を終了した。その後、三鷹市による地区計画決定（平成23年２月確定）

まで約１年を要したが、平成23年度には、機構の持分に対する鑑定評価を取得し、隣地所有者（国等）の動向を見据えながら、売却に向けた国への認可申請のための協議等を行った。

なお、監事による監査においても、上記内容について確認された。

３　保有事務所等の処分

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）を踏まえ、平成22年度において、保有事務所等について、①法人の任務・設置目的との整合性、②資産規模の適切性、③現在の立地の必要性、④資産の利用度、⑤経済合理性の観点から、保有及び借上げの妥当性の検証を行ったうえで、「国家公務員宿舎削減計画」等を勘案し資産見直しの検討を行ってきた。

今後については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年４月３日行政改革実行本部決定）で示された方針等を踏まえ、具体的な削減計画を策定し、年内に削減計画の公表を行うこととする。

(1) 保有事務所

【保有事務所一覧（４月末現在)】

No.	事務所名	所在地	敷地面積（㎡）	延面積（㎡）
1	北海道支店事務所	札幌市中央区	991.7	1,605.7
2	東北支店事務所	仙台市青葉区	726.6	1,575.0
3	北関東支店事務所	前橋市	1,270.0	1,487.4
4	東海支店事務所	名古屋市千種区	1,300.5	3,452.8
5	近畿支店事務所※	大阪市中央区	443.0	2,514.9
6	四国支店事務所	高松市	791.7	1,048.8
7	中国支店事務所	広島市中区	1,300.0	1,499.6
8	九州支店事務所	福岡市中央区	655.6	1,856.5
9	南九州支店事務所	熊本市	1,311.1	1,561.4
10	本店事務所	東京都文京区	3,858.6	23,542.0

※近畿支店事務所は、ビルの一部を共有持分として保有しており、表中の面積は全体面積に共有持分割合を乗じたものである。

(2) 借上事務所

【借上事務所一覧（４月末現在)】

No.	事務所名	所在地	専有面積（㎡）
1	北陸支店	金沢市	726.6
2	審査センター	さいたま市大宮区	861.5
3	お客様コールセンター	さいたま市大宮区	463.4
4	千葉センター	船橋市	62.9
5	埼玉センター	さいたま市大宮区	101.3
6	横浜センター	横浜市西区	141.4
7	浜松センター	浜松市	89.2
8	京滋センター	京都市下京区	68.9
9	兵庫センター	神戸市中央区	74.1
10	鹿児島センター	鹿児島市	72.0

(3) 宿舎

【保有宿舎一覧（４月末現在)】

No.	宿舎名	所在地	戸数	入居者	敷地面積（㎡）	延面積（㎡）
1	北海道支店 真駒内宿舎	札幌市南区	16	6	958.7	1,490.8
2	北海道支店 麻生宿舎	札幌市麻生区	8	8	752.0	1,064.6
3	東北支店 八幡第３宿舎	仙台市青葉区	8	8	830.4	692.9
4	東北支店 八幡第４宿舎	仙台市青葉区	6	6	792.1	683.7
5	北関東支店 紅雲宿舎	前橋市	3	3	575.5	254.8
6	北関東支店 南町宿舎	前橋市	6	6	599.1	605.4
7	北関東支店 南町第２宿舎	前橋市	6	6	507.7	672.0
8	東海支店 神田宿舎	名古屋市千種区	3	3	371.9	307.3
9	東海支店 南ヶ丘第１宿舎	名古屋市千種区	2	0	319.6	232.5
10	東海支店 南ヶ丘第２宿舎	名古屋市千種区	4	0	709.1	428.4
11	東海支店 扇町宿舎	名古屋市名東区	21	12	2,039.5	2,177.9
12	近畿支店 藤井寺宿舎	藤井寺市	6	1	663.0	521.0
13	近畿支店 長居宿舎	大阪市住吉区	18	13	1,101.6	2,047.9
14	近畿支店 西宮宿舎	西宮市	30	17	784.2	1,275.6
15	四国支店 宮脇宿舎	高松市	3	3	264.5	325.6
16	四国支店 西宝宿舎	高松市	2	2	231.4	155.7
17	四国支店 昭和宿舎	高松市	5	4	446.3	664.1
18	四国支店 木太宿舎	高松市	4	0	600.1	321.1
19	中国支店 五日市宿舎	広島市佐伯区	8	8	640.2	869.8
20	中国支店 三篠宿舎	広島市西区	3	3	311.6	363.9
21	中国支店 比治山宿舎	広島市南区	6	6	688.9	590.4
22	九州支店 西新第２宿舎	福岡市早良区	2	2	198.3	143.8
23	九州支店 西新第１宿舎	福岡市早良区	2	2	264.5	145.8
24	九州支店 高取宿舎	福岡市早良区	4	4	647.9	346.8
25	九州支店 小笹第１宿舎	福岡市中央区	4	2	462.8	361.9
26	九州支店 小笹第２宿舎	福岡市中央区	12	10	2,418.5	1,221.4
27	南九州支店 水前寺第１宿舎	熊本市	6	5	480.4	600.6
28	南九州支店 帯山宿舎	熊本市	3	2	347.0	247.6
29	北陸支店 額新第１宿舎(A、B棟)	金沢市	4	4	459.9	390.1
30	本店 本町宿舎	東京都渋谷区	9	9	713.1	829.8
31	本店 若松宿舎	東京都新宿区	34	34	763.1	1,548.2
32	本店 西落合宿舎	東京都新宿区	24	24	1,292.6	2,186.6
33	本店 松庵宿舎	東京都杉並区	4	4	396.7	348.3
34	本店 赤堤宿舎	東京都世田谷区	9	9	608.4	738.2
35	本店 代田宿舎	東京都世田谷区	3	3	334.0	307.4
36	本店 梅丘宿舎	東京都世田谷区	4	4	320.0	358.4
37	本店 谷津宿舎	千葉県習志野市	15	15	1,559.8	1,461.6
38	本店 八千代宿舎	千葉県八千代市	12	11	1,266.9	1,191.1
39	本店 朝霞宿舎	埼玉県朝霞市	6	6	594.5	765.2
40	本店 柏宿舎	千葉県柏市	37	33	1,662.0	2,919.7
41	本店 富ヶ谷宿舎	東京都渋谷区	9	9	805.3	692.5
42	本店 高円寺南宿舎	東京都杉並区	12	12	957.8	899.9
43	本店 西が丘宿舎	東京都北区	22	22	1,264.9	1,649.8
44	本店 板橋宿舎	東京都板橋区	57	57	1,012.9	2,662.3
45	本店 亀有宿舎	東京都葛飾区	6	6	179.4	399.9
計			468	404		

【借上宿舎一覧（４月末現在)】

No.	所在地	戸数	入居者
1	戸田市	18	18
2	文京区	1	1
3	練馬区	3	3
4	中野区	1	1
5	板橋区	1	1
6	仙台市	3	3
7	前橋市	1	1
8	浜松市	3	3
9	金沢市	2	2
10	広島市	3	3
11	高松市	1	1
12	鹿児島市	2	2
計		39	39

Ⅵ　剰余金の使途

中期目標

－

中期計画

決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

1　利益剰余金の発生状況

各勘定（既往債権管理勘定を除く。）における利益剰余金の発生状況は次のとおり。

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
証券化支援勘定	▲165	▲193	▲251	▲509	▲171
住宅融資保険勘定	▲47	▲63	▲44	▲15	21
財形住宅資金貸付勘定	316	374	418	445	513
住宅資金貸付等勘定	3,766	3,486	3,392	3,354	3,299
（一般積立金）	(271)	(207)	(178)	(185)	(228)
（団信特約料長期安定化積立金）	(3,495)	(3,279)	(3,214)	(3,169)	(3,070)

※　住宅融資保険勘定及び財形住宅資金貸付勘定の利益剰余金は、全て一般積立金。
※　単位未満四捨五入のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

2　利益剰余金の主な発生要因

(1) 住宅融資保険勘定

明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月８日閣議決定）による事業量の増加等により、収入保険料、補助金等の収益が支払保険金等の費用を上回り、平成21年度から経常利益を計上した。これにより、平成23年度末において利益剰余金21億円を計上した。

(2) 財形住宅資金貸付勘定

財形勘定においては、貸付金利息等の経常収益が債券利息等の経常費用を上回った結果、経常

利益を計上し、平成23年度末までに利益剰余金513億円を計上した。

(3) 住宅資金貸付等勘定

住宅資金貸付等勘定は、旧「住宅金融公庫」（以下「公庫」という。）の平成17年度以後受理分の貸付業務（財形勘定に属するものを除く。）及び旧「(財) 公庫住宅融資保証協会」（以下「協会」という。）の業務を承継した勘定である。

独立行政法人移行時点で、公庫分については繰越損失金が発生している状況であったが、協会分については、団体信用生命保険等業務（以下「団信業務」という。）における特約料収入の積み上げ等により利益剰余金が発生していた。このうち3,643億円を団信業務の運営の使途に充てるための目的積立金（団信特約料長期安定化積立金）とし、残余を一般積立金とした。

なお、当該目的積立金は、平成19年度に148億円、平成20年度に216億円、平成21年度に65億円、平成22年度に45億円、平成23年度に99億円を取り崩した結果、平成23年度末においては3,070億円となっている。

また、一般積立金は、平成19年度に94億円を積み立て、平成20年度に63億円、平成21年度に29億円を取り崩し、平成22年度に７億円、平成23年度に43億円を積み立てた結果、平成23年度末において228億円となっている。

3　剰余金の使途への充当

決算において剰余金が発生し、前事業年度からの繰越欠損金をうめてなお残余がある場合は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第１項の規定に基づき、原則として一般積立金として整理することとなっている。

ただし、主務大臣の承認を受けた場合は、残余の一部又は全部について、目的積立金として整理し中期計画で定めた剰余金の使途に充てることができることとなっている（通則法第44条第１項ただし書及び第３項）。

一方、決算において損失が発生した場合は、一般積立金を減額して整理する必要がある（通則法第44条第２項）。

平成23年度末における保険勘定、財形勘定及び貸付等勘定の利益剰余金については、次期中期目標の期間における業務の財源に充てるものとして主務大臣の承認を受けるものを除き、その全部又は一部を平成24年度に国庫に納付することを予定している。

Ⅶ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

Ⅶ－１

中期目標

－

中期計画

１　施設及び設備に関する計画

該当なし

該当なし。

Ⅶ－２－(1)

中期目標

１．人事に関する事項

（１） 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について10％以上削減すること。

中期計画

２．人事に関する計画

（１） 業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、中期目標期間の最終年度までに常勤職員数について10％以上削減する。

（参考）期初の常勤職員数　　1,049人

期末の常勤職員数見込み　　940人

退職者の見込みを踏まえ、新規採用を抑制するなど計画的な人員の抑制を行った。その結果、平成23年度期末の常勤職員数は918人（対平成19年度期首比較：▲10.1％）となり、中期目標に設定している数値目標を達成した。

（参考）常勤職員数の推移（実績）

（単位：人）

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末
常勤職員数	1,021	970	984	951	963	938	944	915	923	918
対前年度増減数	―	▲ 51	―	▲ 19	―	▲ 13	―	▲ 23	―	3
削減率	―	▲ 5.0%	―	▲ 6.9%	―	▲ 8.1%	―	▲ 10.4%	―	▲ 10.1%

※ 削減率については、平成19年度期首との比較である。

中期目標

１　人事に関する事項

（２）　人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえ、平成18年度の住宅金融公庫の人件費（機構が権利及び義務を承継した保証協会に係る人件費を含む。）を基準に、平成19年度から平成22年度までの４年間において、国家公務員に準じた人件費削減に取り組むこと。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを行うこと。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

中期計画

２．人事に関する計画

（２）　人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえ、平成18年度の住宅金融公庫の人件費（機構が権利及び義務を承継した保証協会に係る人件費を含む。）を基準に、平成19年度から平成22年度までの４年間において、４％以上の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを行う。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

１　人件費削減の取組

国家公務員においては、平成18年度から平成22年度までの間に、官民給与格差是正措置に伴う地域手当支給割合の見直しを段階的に実施することとしているところ、機構では、当該支給割合を国家公務員との比較において抑制（東京都特別区の場合、国家公務員18/100（最終）に対し機構職員は12/100）するとともに、平成19年度にその見直しを前倒しで完了させた。

また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）の施行（平成24年３月１日）を受け、国家公務員において平成24年３月に給与改定、平成24年４月から給与減額支給措置が実施されることとなったことを受けて、機構の役員においても俸給月額の改正、国家公務員給与に適用される給与減額支給措置に準じた措置を実施することとした。

この他、国家公務員に準拠した給与の見直し、計画的な人員管理を行うなどにより、人件費の削

減及び給与の見直しを着実に実施した。

その結果、人件費については、平成23年度は8,047百万円となり、平成18年度の9,756百万円との比較において、約17.5%の削減を実現し、中期目標に記載している取組目標を達成した。

（参考）人件費（総人件費改革ベース）の状況

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給与、報酬等支給総額	9,756	8,883	8,581	8,384	8,097	8,047
削減率	－	▲ 8.9%	▲ 12.0%	▲ 14.1%	▲ 17.0%	▲ 17.5%

※　削減率については、平成18年度との比較である。

2　人事・給与制度の見直し

(1) 複線型人事給与制度の導入（平成19年度）

平成19年度に、職員の本俸水準を約５％引き下げるとともに、それまで１つの職種・給与表を職員に対し適用してきた人事給与制度を見直し、全国転勤を前提とする「総合職」と、全国転勤は前提としないが、その代替措置として本俸水準を総合職との比較において、さらに平均で約５％引き下げる「業務職」に再編する複線型人事給与制度を導入するとともに、賞与の年間支給月数の引き下げ（▲0.3か月）・平均定期昇給率の国家公務員の1/2の水準への抑制を実施した。

この制度の新給与表への移行に当たり、新本俸が従前本俸を下回る職員については激変緩和措置を適用しているところであるが、この措置は平成19年度末に一部が終了、平成21年度末をもって完全に終了したため、平成22年度から全職員について新給与表への移行が完了した。

(2) 管理職手当の支給区分の見直し（平成22年度）

平成22年度に、管理職手当の支給区分を11区分から７区分に見直し、最高額を180,000円から140,000円に引き下げたこと等により、支給総額ベースで約３％の引下げを行うとともに、平成23年度に、最高額を140,000円から139,300円に引き下げた。

(3) 給与体系の見直しを含む人事・給与制度の導入（平成23年度）

平成23年度においては、平成19年度より導入した「総合職」と「業務職」からなる複線型人事給与制度の見直し、等級別処遇の適正化を図るための給与体系の見直し、職員の能力を最大限引き出すための手当の再編等を含めた人事・給与制度を導入し、平成24年度以降、順次実施することとした。

なお、給与体系の見直しに係る主な取組は以下のとおりであり、いずれも第二期中期目標期間における人件費の削減に寄与するものである。

①給与表の最高号俸の短縮（平成24年度から実施）

職員処遇の適正化を図るべく、同一等級に長期間在籍し、その間の定期昇給を可能としている現行の給与体系を改め、平成24年度から給与表の最高号俸を81号俸まで短縮する。

②ビジネスキャリア職の新設（平成26年度から実施）

平成26年度から執行・事務処理型業務に従事する職種としてビジネスキャリア職を創設し、

業務職は平成25年度をもって廃止する。なお、ビジネスキャリア職に適用する給与水準は、業務領域を執行・事務処理型業務と位置づけることに伴い、業務職と比較し概ね１割弱程度引き下げたものとする。

3　職員の給与水準（対国家公務員指数）

(1) 管理職定年制の実施や管理職手当の支給額の見直し等により、平成23年度は125.1となり、平成22年度と比較して0.4ポイント低下した。

（参考１）職員の給与水準（対国家公務員指数）の推移

（単位：ポイント）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対国家公務員指数	135.0	131.6	128.6	128.4	127.6	125.5	125.1
増減数	－	▲ 3.4	▲ 6.4	▲ 6.6	▲ 7.4	▲ 9.5	▲ 9.9
対国家公務員指数（地域・学歴考慮後）	126.0	121.6	117.8	117.3	114.9	114.2	112.8
増減数	－	▲ 4.4	▲ 8.2	▲ 8.7	▲ 11.1	▲ 11.8	▲ 13.2

※　増減数については、平成17年度からの増減である。

(2) 地域による差を考慮すると平成23年度は115.5ポイントとなった。また、国家公務員と比べ大卒以上の学歴の職員割合が82.1％（国：52.6％）と高くなっており、学歴による差を考慮すると121.3ポイントとなり、さらに地域・学歴による差を考慮すると112.8ポイントとなる。いずれの数値も国家公務員に比して高くなっているが、これは、専門的な金融技術・業務能力を有する人材の確保・定着のために必要な措置と認識している。

なお、平成17年度の水準である135.0ポイント（地域・学歴考慮後：126.0ポイント）と比較すると、9.9ポイント（地域・学歴考慮後：13.2ポイント）低下した。

(3) 当機構職員の給与水準については、独立行政法人通則法等で定める「社会一般の情勢に適合したものとなるように」との要請を踏まえつつ、民間金融機関等の例も参考にしながら判断している。

下表は、当機構と同程度の組織規模の民間金融機関等における給与との比較であるが、その水準は概ね同水準となっている。

（参考２）平均給与の比較（平成22年度）

	職員数（人）	支店数（店舗）	平均年齢（歳）	平均給与（千円）
住宅金融支援機構	944	11	42.8	8,384
金融機関Ａ	1,493	29	39.7	7,709
金融機関Ｂ	1,505	18	40.3	7,636
金融機関Ｃ	1,067	12	37.8	7,690
金融機関Ｄ	1,102	10	38.3	10,807

※１　民間金融機関等の平均給与等のデータは、有価証券報告書等より抜粋。

※２　有価証券報告書に記載されている各民間金融機関等の平均給与には、時間外勤務手当及び通勤手当が含まれているため、当機構の平均給与にも、同手当を含んだものとしている。

4　役員報酬等への評価の反映等

(1) 役員報酬への評価の反映

①　役員報酬のうち期末手当については、機構の役員報酬規程において、「独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができる」と定めている。

平成20年度においては、この評価委員会が当機構の平成19年度の業績勘案率を0.9と評価したことから、理事長、副理事長について平成19年度中に暫定的に支給した期末手当を10/100減額することとし、平成20年12月期末手当において減額調整した上で支給した。

②　役員の退職手当については、機構の役員退職手当規程において、その支給算定式上、評価委員会が決定した業績勘案率を乗じることとしている。

平成19年度中に退任した２名の理事については、平成19年度中に暫定的に支給した退職手当を10/100減額することとし、平成20年度においてその差額分の返納を受けた。平成20年度中に退任した２名の役員のうち、理事長代理については平成20年度中に暫定的に支給した退職手当を10/100減額することとし平成22年度においてその差額分の返納を受け、監事についてはその業績勘案率が確定するまでの暫定措置として業績勘案率を「1.0」として支給し、その後確定した。平成21年度中に退任した２名の役員の退職手当については、その業績勘案率が確定するまでの暫定措置として、副理事長の業績勘案率を「0.9」、監事の業績勘案率を「1.0」として支給し、その後確定した。平成22年度中に退任した６名及び平成23年度中に退任した２名の役員の退職手当については、その業績勘案率が確定するまでの暫定措置として、業績勘案率を「1.0」又は「0.9」として支給した。

③　理事長の報酬は、各府省事務次官の給与の範囲内である。

(2) 職員の給与への評価の反映

各職員の業務目標等の達成度を基に、評価する人事考課の結果及び部署ごとの業績評価の結果に応じた部署別業績評価の結果を、勤勉手当において反映させることとしており、職員ごとの増減を実施した。

(3) 諸手当

役職手当及び期末・勤勉手当以外は、国家公務員と同じ方法で算出されている。

国家公務員における俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当に相当するものとして役職手当があり、その区分や支給額は、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当と完全には一致していないものの、同一の役職水準における支給額は、概ね均衡若しくは下回るように設定している。

また、期末・勤勉手当の基礎額計算に用いる管理職割増率についても、国家公務員に適用されている数値や区分とは異なっているが、機構における役職者の構成を勘案すると、国家公務員で適用されている管理職割増率の数値との間で、概ね均衡するように設定している。

（参考１）諸手当一覧（平成23年度）

住宅金融支援機構	国家公務員における該当手当の名称
家族加給	扶養手当
役職手当（管理職への手当）①	俸給の特別調整額
役職手当（管理職以外への手当）①	本府省業務調整手当
特別都市手当	地域手当
異動手当	広域異動手当
時間外勤務手当	超過勤務手当
住居手当	住居手当
通勤手当	通勤手当
単身赴任手当	単身赴任手当
寒冷地手当	寒冷地手当
期末手当②	期末手当
勤勉手当②	勤勉手当

（参考２）国家公務員の取扱いと完全には合致していない諸手当について（平成23年度）

①　役職手当（職務の級別、区分別にその職務の特殊性に基づく手当）

ア　機構における役職手当（管理職への手当）の国家公務員との比較

＜国家公務員＞

【本省課長】

俸給の特別調整額
130,300円～139,300円

【本省室長・官】

俸給の特別調整額
88,500円～117,500円

【地方支分部局部長】

俸給の特別調整額
94,000円

【地方支分部局課長】

俸給の特別調整額
77,400円

＜機構＞

【審議役、本店部長】

役職手当
139,300円

【本店担当部長、本店グループ長】

役職手当
85,000円～100,000円

【支店部門長】

役職手当
90,000円～100,000円

【支店グループ長】

役職手当
75,000円

（人事院規則より）

1　「本省」とは、府、省又は外局として置かれる庁の内部部局をいう。

2　「室」とは、課に置かれる相当の規模を有する室をいう。

3　「地方支分部局」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する部局をいう。

イ　機構における役職手当（管理職以外への手当）の国家公務員との比較

国家公務員の本府省業務調整手当は、人事院規則で定める国の行政機関における次の職員に対し、支給されている。

(ｱ) 内部部局の業務に従事する職員

(ｲ) 内部部局以外の組織の業務で内部部局の業務と同様な特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められる業務に従事する職員

当機構においては、以下のとおり本府省業務調整手当を参考に、本店・支店の一部の職員に対して、役職手当を支給している。

＜国家公務員＞

級（行一）	月額
７級以上	41,800円
６級	39,200円
５級	37,400円
４級	14,800円
３級	11,700円
２級	4,400円
１級	3,600円

＜機構＞

職位	月額
管理職	支給なし
主任調査役	25,000円
調査役 ※1	5,000円
調査役 ※2	5,000円
副調査役以下 ※2	3,000円

（参考３）機構における「本府省業務調整手当」に相当する役職手当（平成23年度）

区分	対象となる業務	対象者等	支給月額
本店	（主任調査役）	調査役のうち、特に優れた能力を有する者（※３）	25,000円
	各グループの総括	各グループ１名（※３）	5,000円
	営業推進の業務	業務推進部フラット３５推進室の非管理職（※３）	3,000円・5,000円
支店	各グループの総括(※１)	各グループ１名（※３）	5,000円
	営業推進の業務（※２）	営業推進部門の非管理職（※３）	3,000円・5,000円

※１　支店グループ長の補佐・代理、グループ内事務の執行管理、業務上の関係者との連絡調整を行う等の業務の特殊性及び困難性に対し、役職手当を支給している。

※２　フラット３５の推進に当たっては、本店、金融機関等と連携を図り、継続的かつ粘り強く住宅関連事業者等にアプローチし、制度の周知、利用拡大とその定着を図る必要があるが、これらの営業活動は、メールや電話・ファクシミリによらず、営業に従事する職員が住宅関連事業者等へ直接出向き、フェース・トゥ・フェースのやり取りを通じて行うことを基本としている。こうした業務は、内勤の場合とは異なる肉体的・精神的疲

弊を伴う業務であることから、その業務の特殊性及び困難性に対し、役職手当を支給している。

※３　本府省業務調整手当に相当する役職手当を支給されている職員の割合は、本店で13.5％（73人/540人）、支店で32.5％（124人/381人）となっている（平成24年４月現在）。

②　期末手当及び勤勉手当（賞与に相当する手当）の基礎額計算に用いている管理職割増率

機構における管理職割増率の等級別人員は、下表のとおりとなっている（平成24年４月現在）。

（参考４）機構管理職における等級別人員（平成24年４月現在）

	機構				国（参考比較）
	本店	人数	支店	人数	地方機関
総合職5等級 （管理職割増率1.19）	部長	17	支店長	11	一種相当 （割増率1.25（国））
	担当部長、部内室長等	17	部門長等	1	二種相当 （割増率1.15（国））
総合職4等級 業務職5等級 （管理職割増率1.12）	グループ長等	130	部門長	31	
	－	－	グループ長等	68	三種相当 （割増率1.10（国））

これを、国家公務員に適用されている割増率に当てはめてみた場合、総合職５等級の管理職割増率は1.21相当（人数に応じた加重平均値）、総合職４等級及び業務職５等級の管理職割増率は1.13相当（人数に応じた加重平均値）となり、国家公務員との比較において概ね均衡がとられているところである。

（参考５）国家公務員との比較（職員構成による管理職割増率）

ⅰ　総合職5等級の場合

$$\frac{28(\text{部長、支店長})\times 1.25+18(\text{担当部長、部内室長、部門長等})\times 1.15}{17+11+17+1} \fallingdotseq 1.211\cdots > 1.19(\text{機構管理職割増率})$$

ⅱ　総合職4等級、業務職5等級の場合

$$\frac{161(\text{本店グループ長等、部門長})\times 1.15+68(\text{支店グループ長等})\times 1.10}{130+31+68} \fallingdotseq 1.135\cdots > 1.12(\text{機構管理職割増率})$$

(4) 監事監査

監事による監査を受けたところ、役員の報酬等及び職員の給与水準の適正化等については、中期計画に定めるところにより、所定の削減を着実に進めていると判断された。

また、当該水準の公表方法等については、総務大臣の定めるところに従っており、適正なものと判断された。

（参考）対国家公務員指数が高い理由（平成24年６月公表の役職員の給与水準資料より抜粋）

・当機構は、住宅金融公庫を前身とし、市場重視型の新たな住宅金融システムを整備し、長期・固定の民間住宅ローンの安定的供給を実現するための証券化支援業務を中心とする金融機関として平成19年４月１日に設立された法人である。

・証券化支援業務を中心とする当機構の業務を円滑かつ適切に遂行するには、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材を確保し、定着させ、さらに、その能力を十分に発揮してもらうための処遇を行うことが必要である。

・こうした点から、当機構の給与水準については、「給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方」【下記参照】に記載した給与水準の決定に際しての考慮事項を踏まえつつ、民間金融機関等の例も参考にしながら判断している。

・当機構の給与水準が国に比べて高いのは、勤務地が主に大都市部に所在すること、業務の合理化・効率化を図り、組織・人員を東京に集約化したこと（地域を勘案した場合は対国家公務員指数は116.7→115.5）や大卒以上の学歴の職員の割合が高いこと（学歴を勘案した場合は対国家公務員指数は121.8→121.3、地域・学歴を勘案した場合は対国家公務員指数は114.2→112.8）の影響が大きい。

【給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方】

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第３項において、職員の給与の支給の基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならないとされていること、給与改定に当たっては、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう政府からの要請（平成23年10月28日閣議決定）があること等を踏まえながら給与水準を決定する。

５　福利厚生費

部署単位で行うレクレーション経費への補助の廃止（平成20年度）、食事補助の廃止（平成21年度）、永年勤続表彰、退職時記念品授与及び慶事への対応（祝電）の廃止（平成22年度）を行った。

また、法定福利厚生費のうち健康保険料については、住宅金融支援機構健康保険組合において、事業主と被保険者の負担割合を６：４としていたが、平成22年５月18日付けで国土交通省住宅局長から当機構理事長あて保険料負担割合見直しの要請があり、当健康保険組合において見直しを行い、平成23年４月の保険料納付分から負担割合を５：５とした。

6　海外出張旅費

携帯手荷物の運賃について、国は携帯手荷物が20kgを超えるときは、その超える部分について10kgを限度として荷物の超過料金を加算できるとしているが、当機構は重量の上限の定めがなく30kgを超える場合の取扱いに相違があったため、通常運賃の範囲内で持ち込みが可能な携帯手荷物以外に発生する超過料金は支給しないとする国より厳しい基準への見直しを行った（平成23年３月）。

また、同一地域滞在中の日当及び宿泊料について、国は減額する規定があるが、機構は内国旅費の宿泊料のみを減額の対象としており、内国旅費の日当及び外国旅費の取扱いに相違があったため、外国旅費における同一地域滞在中の日当及び宿泊料について、国に準じて、到着日の翌日から起算し30日を超えて60日までの分は日当及び宿泊料の定額から１割を減額、60日を超える分は２割を減額とする見直しを行った（平成23年３月）。

Ⅶ－２－(3)

中期目標

１　人事に関する事項

（３）　職員の専門性の向上を図るとともに、業務の質・量に対応した適正な人員配置を推進すること。

中期計画

２．人事に関する計画

（３）　効果的な研修の実施等による職員の専門性の向上を図るとともに、業務の質・量に対応した適正な人員配置を機動的に行う。

証券化市場等に通じた専門性を有する人材を育成するため、リーダシップ・マネジメントの能力及びビジネススキルの向上を図るため、以下の取組を実施した。

１　研修体系

次の研修体系で人材育成・能力向上に取り組んだ。

(1) 職場内研修（ＯＪＴ）

(2) 階層別研修

(3) 専門能力向上に向けた専門研修（金融機関等への派遣を含む。）

(4) 業務研修

(5) 自己啓発

２　専門性を有する人材の育成

証券化市場等に通じた専門性を有する人材を育成するために、金融・証券分野、ＩＴ分野における専門能力向上のための研修等を(1)及び(2)のとおり実施した。

また、専門能力の向上が期待される職員に対しては、研修のみならず、人材育成を意識した配置・ローテーションを実施した。

(1) 金融・証券分野

次に掲げる①から⑬までの研修等に職員を派遣することにより、専門性を有する人材を育成した。

①　金融・証券関連専門講座への職員派遣（のべ66名）

②　大学院公開講座への職員派遣（のべ19名）

③　大学院への職員派遣（のべ６名）

④　海外派遣研修の実施（のべ１名）

⑤　民間金融機関への研修派遣（住宅ローン分野（のべ44名）、まちづくり融資分野（のべ５名）、ＡＬＭ分野（のべ２名））

⑥　民間証券会社への研修派遣（のべ６名）

⑦　民間不動産開発会社への研修派遣（のべ４名）

⑧　金融証券基礎研修の実施（のべ25名）

⑨　マーケティング研修の実施（のべ138名）

⑩　金融・証券実務セミナーの実施（のべ399名）

⑪　金融ビジネス英語研修の実施（のべ39名）

⑫　金融・証券関連通信講座の受講（のべ67名）

⑬　金融市場公開講座への職員派遣（のべ２名）

(2)　ＩＴ分野の専門人材育成

ＩＴ人材に求められる人材像と必要とされるスキルを定義し、その到達度を把握、管理するフレームワーク（機構版ＵＩＳＳ）（平成21年度構築）を活用し、ＩＴ分野において専門能力を有し、将来的な活躍が期待される人材を、専門能力育成強化職員として認定し、育成した。

３　上記以外の育成の取組

(1) 職員の意識・行動の改革、リーダーシップ・マネジメント能力の向上及びビジネススキルの向上を図るため、階層別研修（一般職から管理職層の各階層が対象）を実施した。

(2) 各担当業務に関する専門人材育成のために、本店各部署において、営業、審査、債権管理、住宅技術等の業務系の専門研修や、コンプライアンス、ＣＳ、情報セキュリティ研修などの業務研修を実施した。

(3) 自己啓発の一環として資格の取得や各種通信講座等の受講の推進を図った。

（参考１）主な資格取得者数（平成23年９月30日現在）

・ファイナンシャルプランナー関連資格	437名
・住宅ローンアドバイザー	114名
・証券アナリスト	21名
・二種証券外務員	37名
・一級建築士	69名
・宅地建物取引主任者	327名
・貸金業取扱主任者	65名
・マンション管理士	74名
・ＩＴ関連資格	110名

※１　上記には、当該資格合格者を含む。

（参考２）平成23年度研修制度の概要

研修制度の概要

＜住宅金融の人材を育成する研修体系＞

一般職層 → 管理職層

職場内研修（OJT）

階層別研修等

- 新規採用職員導入研修
- 新規採用職員フォロー研修
- 論文研修（採用後３年目）
- 指導員研修
- 新任副調査役研修
- 新任調査役研修
- 調査役（５年目）研修
- 管理職昇格内定者研修
- ビジネススクール派遣研修
- ビジネススキル研修
  （論理的思考力、プレゼンテーション）

- 新任管理職フォロー研修
- 若手管理職者研修
- ミドルマネジメント研修
- 自社課題研修
- 新任部門長等内定者研修
- 新任所属長内定者研修
- 上級管理職者研修
- 人事考課者研修
- ビジネススクール派遣研修

専門能力向上に向けた専門研修

- 金融・証券関連専門講座への派遣
- 大学院への派遣
- 海外派遣研修の実施
- 大学院公開講座への派遣
- 金融機関等への派遣
- 金融・証券基礎研修の実施

業務研修

本・支店主催の業務研修・会議を実施
（コンプライアンス、住宅金融市場、営業、審査、債権管理、CS推進、住宅技術など）

自己啓発

資格取得等による専門能力向上のため、金融・証券関連通信講座をはじめとする各種通信講座等受講支援を実施

4　機動的な人員配置

経済対策への対応等、機動的に人員配置を行った。

Ⅶ－２－(4)

中期目標

１　人事に関する事項

（４）　専門性の高い業務においては、必要に応じ、高度の知見を有する外部の人材の積極的な登用を図ること。

中期計画

２．人事に関する計画

（４）　必要に応じ、多様な採用方法、雇用形態を活用することにより、証券化ローンの商品企画・マーケティング、高度なＡＬＭ（資産・負債総合管理）、ＩＴ等、専門性が高い業務に対応可能な能力を備えた人材を確保する。

１　民間金融機関からの出向による専門家の確保

(1) リスク管理分野（平成19年度から平成23年度：各１名）

①　民間金融機関における取組事例の説明、市場関係者からの情報収集、民間金融機関と機構との違いを踏まえたアドバイスを受けることにより、円滑な統合的リスク管理のモニタリング運営、欧州経済危機に関係した金融機関の信用状況の悪化や東日本大震災の影響を受けた債券発行体の信用状況の悪化を踏まえた運用先等信用リスクのモニタリング運営、風評リスクの管理態勢の整備に寄与した。

②　民間金融機関におけるリスク管理の運営に関する勉強会を実施してもらうとともに、各種内部研修等の資料作成においては、民間金融機関の視点から的確なアドバイスを受けるとことにより、職員のリスク管理に関する知識の醸成に寄与した。

(2) 団体信用生命保険分野（平成19年度から平成20年度：各４名、平成21年度：２名、平成22年度：から平成23年度：各１名）

アクチュアリーとしての知識・経験に基づき、団信財務の長期収支見通し策定や機構団信制度の制度運営、生命保険会社の決算内容分析等に対する支援、助言等を受けることにより、円滑な業務運営に寄与した。

また、保険商品全般に関する知識向上のための職員研修等を実施してもらうことにより、人材育成に寄与した。

(3) 証券化分野（平成19年度：３名、平成20年度：１名）

民間金融機関における知識・経験に基づき、フラット３５の商品性の改善、ＭＢＳの新たな発行形式等の検討において助言等を受けることにより、円滑な業務運営及び人材育成に寄与した。

2　業務委託による人材及び専門能力の確保

(1) 民間シンクタンクからシステム分野（平成19年度から平成20年度：２名、平成21年度から平成23年度：１名）

①　システム運用業務に関する他社事例についてのアドバイス、商用ソフトウェアの見直しの実現性に関する検討を行ってもらうこと等により、総合オンラインシステムのコスト削減に寄与した。

②　ＩＴ企画人材の育成を目的とした人材育成チームの中心メンバーとして、機構版ＵＩＳＳとリンクする研修ロードマップの作成及び内部勉強会（講演会）を実施してもらうことにより、人材育成に寄与した。

(2) 民間経営コンサルティング会社等から住宅ローン営業分野（平成19年度：１名、平成20年度：６名）

営業プロセス、マーケティング手法、営業体制、営業戦略等の見直しに向けた助言及び本・支店の営業担当職員への営業活動、営業マネジメントのコーチングにより、円滑な業務運営及び人材育成に寄与した。

(3) 民間コンサルティング会社からリスク管理分野

平成21年９月１日から平成22年３月１日までの間、民間コンサルティング会社への業務委託を行い、週２回程度のミーティングの場において、その専門能力の活用し、リスク管理態勢の強化に資する取組を行った。

①　統合的リスク管理態勢に係るプロジェクトに関するコンサルティングとして、モニタリングとして活用するリスク管理指標のあり方、リスク計測の手法の検討に当たり、民間金融機関で行われている手法のみではなく、機構の特性を踏まえたアドバイスを受けることにより、統合リスク管理態勢の強化についての方向性を導き出すことができた。

②　オペレーショナルリスク管理態勢に係るプロジェクトに関するコンサルティングとして、潜在的なオペレーショナルリスクを管理するための手法の導入に係る検討に当たってのアドバイスを受けることにより、オペレーショナルリスク管理態勢の強化についての方向性を導き出すことができた。

3　中途採用

証券分野における高度な専門性を有する人材１名を中途採用した（平成20年度）。

中期目標

２　積立金の使途

保証協会から承継した資産に係る積立金のうち、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）附則第５条第３項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てること。

中期計画

３　積立金の使途

保証協会から承継した資産に係る積立金のうち、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第30号）附則第５条第３項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てる。

平成20年２月13日付けにて主務大臣の承認を得て振替えを行った「団信特約料長期安定化積立金」（承認金額3,643億円）については、団体信用生命保険等業務の運営の使途に充てるため、平成19年度に148億円、平成20年度に216億円、平成21年度に65億円、平成22年度に45億円、平成23年度に99億円を取り崩した。

その結果、平成23年度末の積立金は3,070億円となった。

その他評価に際して参考となる情報

1　東日本大震災への対応

(1) 初期対応

① 震災日当日に機構本店（東京都）に被災者対応本部、東北支店（仙台市）に現地被災者対応本部を設置し、被害状況の把握・情報収集を行うとともに、災害関連業務を円滑に実施するため、被災者向け情報発信、関係機関（金融機関・地方公共団体）との調整、現地への人員派遣、コールセンターの態勢強化などに関する方針を決定した。

3月11日地震発生

■被災者対応本部（本店）の設置
■現地被災者対応本部（東北支店）の設置

主な初期対応

3月13日　督促の自粛等、債権管理の留意事項について支店・金融機関に通知
　　金融機関の被災状況の調査
3月14日　記者発表（災害復興住宅融資、返済方法の変更等）
　　審査業務一部遅延について金融機関に通知
　　特約火災保険等の対応について金融機関に通知
　　フラット３５の当面の資金実行対応について金融機関に通知
3月15日　機構団信の留意事項について金融機関に通知
　　賃貸融資の3月下期資金交付について支店に通知
3月23日　災害復興住宅融資業務への対応依頼について金融機関に通知
3月25日　災害関連情報の携帯用サイトを開設

② 東日本大震災の被害の大きさを勘案すると、機構の東北支店の職員だけでは被災地における融資や返済の相談業務を円滑に行うことがマンパワーの面から困難であることから、現地相談要員の不足を全職員一丸となってカバーするため、機構本店から100名を超える現地相談要員を選定するとともに、首都圏支店及び地方支店の職員からも現地相談要員を選定し、１週間交代で現地に派遣した。

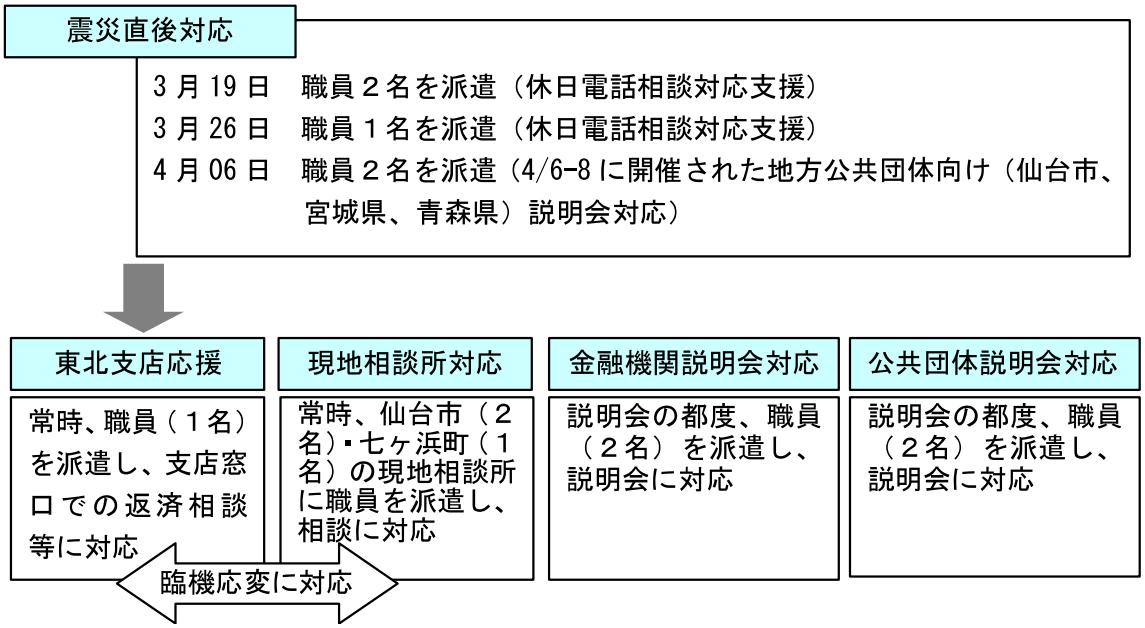

③　震災発生日の翌日から、お客様コールセンターにフリーダイヤル（災害専用ダイヤル）を設置したほか、被災された方からの電話相談に適時適切に対応するために、お客様コールセンターの人的態勢を強化するとともに、計画停電等の影響も考慮して、機構本店ビル内（東京都）に臨時のコールセンターを設置した。また、電話相談が一層増加した場合のバックアップとして、全国の各支店においても、電話相談を行うことができる態勢を迅速に整えた。

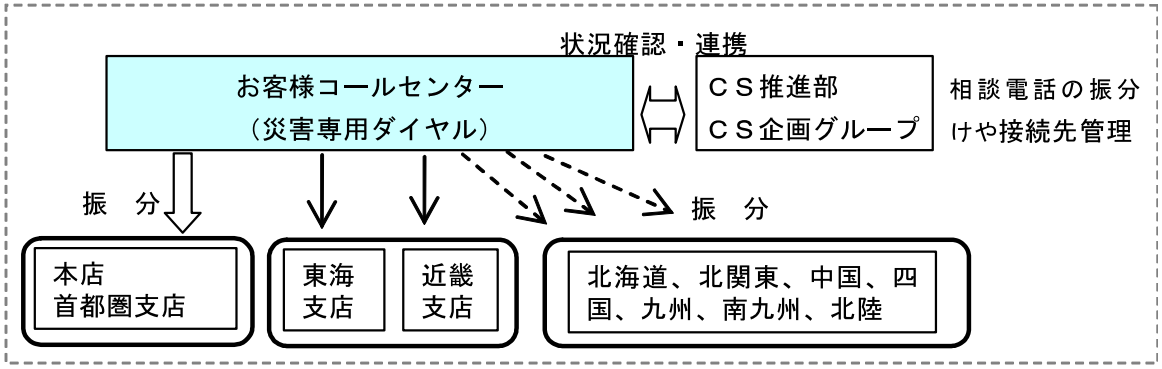

(2) 態勢の整備

建築制限等による災害融資相談の長期化や防災集団移転事業等への対応を考慮し、災害復興住宅融資及び災害特例を実施するために融資相談業務、融資審査業務や返済相談などに適切に対応できる態勢を整備するため、以下のとおり人員の追加配置を機動的に行った。

①　東北支店　８名（４月：３名、５月：２名、７月：１名、３月：２名）

②　審査部　　１名（５月：１名）

③　まちづくり推進部　５名（６月：４名、７月：１名）

また、東北支店において災害特例の承認事務等の増加したため、管理体制の強化のため平成23

年７月に債権管理グループを増設したほか、防災集団移転促進事業や福島復興再生特別措置法への対応に関して、地方公共団体等との連携を強化していくために平成24年４月に東北復興支援室を新設した。

(3) ホームページ等による災害復興住宅融資等の周知

① 記者発表、ホームページの拡充による周知

震災発生の翌営業日（平成23年3月12日）に、記者発表及び機構ホームページにより、災害復興住宅融資及び災害特例に関する周知を行った。

その後、４月19日に「東日本大震災特設サイト」（災害関連情報の携帯電話用サイトを含む。）を新設し、災害復興住宅融資等に関する情報だけではなく、東日本大震災に伴う政府・公共団体等の被災者支援制度関連の情報をまとめて掲載することにより、お客様の利便性向上を図った（平成24年３月末までのアクセス件数は累計160,380件）。

○東日本大震災に関するホームページの対応

平成23年３月12日	「災害復興住宅融資及び返済方法の変更に関するお知らせ」の掲載
３月25日	「災害関連情報の携帯用サイト」の開設
４月19日	「東日本大震災特設サイト」の新設
５月２日	「第１次補正予算成立に伴う災害融資等の制度拡充」の掲載
５月16日	上記制度拡充に対応した「資金計画シミュレーション」の新設
５月16日	「受託金融機関窓口（11金融機関）において災害復興住宅融資の受付を開始」した旨掲載
５月23日	「上記の金融機関窓口を拡大（120機関追加）」した旨掲載
７月８日	「東日本大震災により被害を受けられた方に対する財形災害復興住宅融資の実施」の掲載
11月21日	「第３次補正予算における東日本大震災の復興支援策の実施」の掲載
平成24年４月２日	「福島復興再生特別措置法における災害復興住宅融資の対象拡大」の掲載

② 地方公共団体との連携による周知

東北６県や仙台市をはじめとする各市町村に対して、地方公共団体のホームページや広報誌への災害復興住宅融資等の情報掲載のほか、地方公共団体の庁舎内等へ災害復興住宅融資等のチラシ掲載を働きかけ、地方公共団体と連携した周知を行った。

③ ファイナンシャルプランナーとの連携による周知

全国のＦＰと連携して災害復興住宅融資等の周知を行うため、ＦＰ向けに災害復興住宅融資等の説明会を開催するとともに、ＦＰの業界団体を訪問し、制度周知に関する協力を依頼し、

当該団体が会員向けに配布する月刊誌等に制度概要を掲載することにより周知を行った。

(4) 地域型復興住宅

地域にふさわしい良質で被災者が取得可能な価格の住宅（地域型復興住宅）の推進のため、岩手県、宮城県及び福島県と各地域の住宅生産者団体で構成する各県の地域型復興住宅推進協議会と連携し、「地域型復興住宅」の検討を行った。その成果を冊子として取りまとめ、災害復興住宅融資の制度概要や返済シミュレーション等の情報を掲載することにより、被災者の円滑な住宅再建を支援した。冊子は地方公共団体や住宅事業者等を通じて５万部を配布した。

(5) 被災地における現地相談の実施

機構支店やコールセンターにおける相談対応のほか、４月１日以降は、仙台市等の地方公共団体等が開設している住宅相談窓口にも機構職員を派遣し、融資及び返済の相談に対応した。また、仙台市等が実施する防災集団移転促進事業に関する説明会や個別相談会にも機構職員を派遣し、融資及び返済の相談に対応した。

また、被災マンションの管理組合・管理会社を対象に、東北支店会議室において、災害復興住宅融資等を説明する説明会及び個別相談会を開催した（12月16・17日、１月13・14日）。

(6) 災害復興住宅融資等の拡充

① 第一次補正予算

ア 東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資の制度拡充等

○災害復興住宅融資の融資金利の引下げ

災害復興住宅融資（建設・購入）の基本融資額の融資金利を、当初５年間は０％まで、６～10年目は申込時の融資金利から0.53％引き下げる。

災害復興住宅融資（補修）の融資金利を、当初５年間は１％まで引き下げる。

（参考）災害復興住宅融資の融資金利の引下げイメージ図（建設・購入）

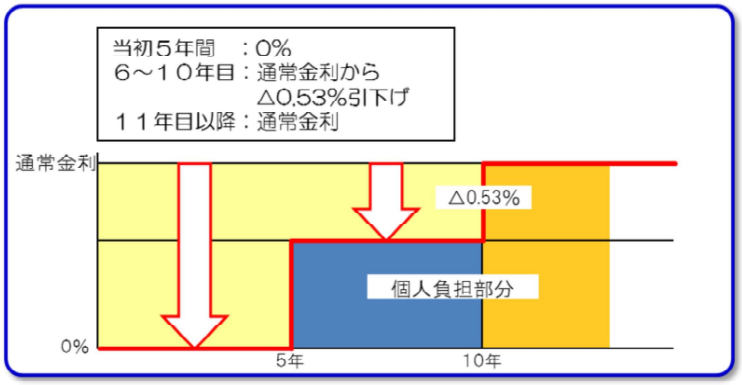

○災害復興住宅融資の元金据置期間・償還期間の延長

元金据置期間及び償還期間について、現行の最長３年から最長５年に延長を行った。

○災害復興住宅融資の申込期間の延長

申込期間について、現行のり災日から２年以内との取扱いを平成27年度末まで延長した。ただし、法律に基づく建築制限がかかる場合は、同制限解除後６か月以内まで延長可とした。

○災害復興宅地融資の新設

住宅には被害がなく、宅地のみに被害が生じた場合の宅地の補修に係る融資を新設した。

イ　東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害特例（返済方法の変更）の制度拡充

機構（旧住宅金融公庫）から融資（フラット３５（買取型）を含む。）を受けて現在返済中の方のうち、東日本大震災により被害を受けられた方について、返済金の払込みの据置、返済期間の延長を現行の最長３年から最長５年に延長した。

また、据置期間中の利率の引下げを現行の最大で「1.5%引き下げた金利」から最大で「1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」に拡充した。

【拡充後】

返済方法の変更 ＼ り災割合	返済金の払込みの据置	返済期間延長	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	１年	１年	0.5%引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方
30%以上 60%未満	３年	３年	1.0%引き下げた金利又は1.0%のいずれか低い方
60%以上	５年	５年	1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方

②　第三次補正予算

ア　東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資に係る拡充措置の継続実施等

○東日本大震災により被害を受けられた方に対して、融資金利の引下げ等の拡充措置（平成23年度第一次補正予算の拡充措置）を継続して実施する。

○融資限度額の区分を簡素化

融資限度額を、被災者にとってよりわかりやすい制度とするため、次のとおり簡素化した。

・ 構造・建て方による区分を撤廃した。

・ 整地資金について、災害復興宅地融資の基本融資額の融資限度額と同額とした。

【現行】

（単位：万円）

			現行 基本融資額
建設		木造（一般）	1,400
		耐火・準耐火・木造（耐久性）	1,460
		土地	970
		整地	380
新築購入		木造（一般）	2,370
		耐火・準耐火・木造（耐久性）	2,430
中古購入	戸建て	リ・ユース	1,920
		リ・ユースプラス	2,430
	マンション	リ・ユース	2,130
		リ・ユースプラス	2,430
補修		木造	590
		耐火・準耐火	640
		整地、引方	380

宅地	390

【改正後】

（単位：万円）

		見直し後 基本融資額
建設	建物	1,460
	土地	970
	整地	390
新築購入		2,430
中古購入	リ・ユース	2,130
	リ・ユースプラス	2,430
補修	補修	640
	整地、引方	390

宅地	390

イ　東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害特例に係る拡充措置の継続実施

○機構（旧住宅金融公庫）から融資（【フラット３５】（買取型）を含む。）を受けて現在返済中の方のうち、東日本大震災により被害を受けられた方について、返済期間等の延長や払込み猶予期間中の金利引下げ措置の拡充（平成23年度第１次補正予算の拡充措置）を継続して実施する。

○災害特例のメニューを拡充し、新たに「払込みの一部の猶予」を加えた。

ウ　【フラット３５】Ｓの拡充（【フラット３５】Ｓエコの実施）

東日本大震災からの復興及び住宅の省CO_2対策を推進するため、平成23年12月より、省エネルギー性の優れた住宅を取得する場合の【フラット３５】Ｓの当初５年間の金利引下げ幅を、0.3%から東日本大震災の被災地においては1.0%、被災地以外の地域においては0.7%に拡大する（６～10年目（長期優良住宅等、特に性能が優れた住宅は６～20年目）の金利引下げ幅は0.3%）。

（参考）【フラット３５】Ｓのイメージ図

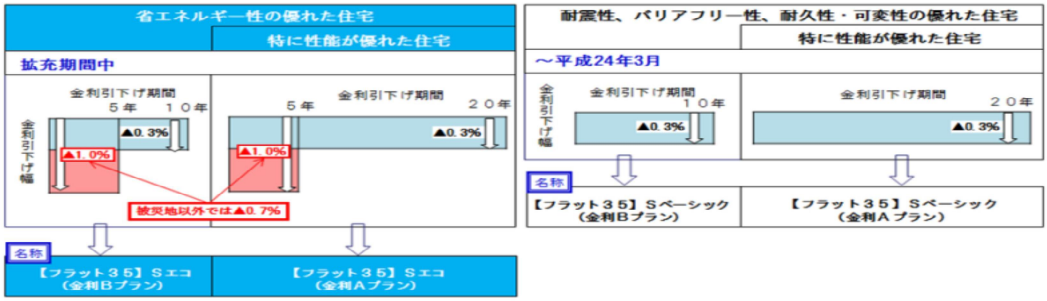

＊　東日本大震災の被災地とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第３項の特定被災区域をいう。

③　福島復興再生特別措置法

ア　災害復興住宅融資の対象拡大

原子力発電所の事故による避難指示区域内に、原則として平成23年３月11日時点でお住まいになっていた方が、住宅を建設または購入される場合は、り災証明書（地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、り災住宅の被害程度について証明するもの）が交付されなくても、避難指示区域内にお住まいになっていたことを確認できれば災害復興住宅融資をご利用いただけることとした。

融資条件等については、次のとおり。

<table>
<tr><td rowspan="3">融資条件</td><td>融資限度額</td><td rowspan="3">東日本大震災でお住まいが全壊等された方に対する災害復興住宅融資（建設・購入）の融資条件と同じ（当初５年間の基本融資額の融資金利は０％等）</td></tr>
<tr><td>融資金利</td></tr>
<tr><td>返済期間
（据置期間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込期間</td><td>平成24年３月31日の福島復興再生特別措置法施行日から、従前お住まいになっていた住宅の存する区域に出されていた避難指示が解除される日まで。</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込方法</td><td>当分の間は、郵送により機構にお申込み。金融機関でお申込みができるようになり次第、機構ホームページにおいてご案内を行う。</td></tr>
</table>

＊避難指示区域とは、法律に定められている警戒区域や避難のための立退きが指示されている区域をいう。

＊なお、避難指示区域内の住宅が、東日本大震災により滅失・損傷している場合は、今回の福島復興再生特別措置法による措置ではなく、現行の災害復興住宅融資を申し込むこともできる（この場合は、り災証明書が必要となる。）。その場合の申込期間は、平成27年度末までとなる。ただし、避難指示解除後の区域で住宅を建設、購入または補修する場合は、平成27年度末を経過した後も、その解除日から６か月経過日まで現行の災害復興住宅融資の申込みが可能

イ　災害特例の手続きの簡素化

「り災証明書」の提出に代えて、「融資住宅が福島復興再生特別措置法に定める避難指示区域内に存する場合」についても災害特例の適用要件を満たすものとして取り扱うことにした。

④　私的整理ガイドラインへの対応

東日本大震災からの着実な復興のため、被災者が抱える二重債務問題に適切に対応することを目的として、「二重債務問題への対応方針」（平成23年６月17日二重債務問題に関する関係閣

僚会合決定）が示され、これを受け、平成23年7月15日、東日本大震災の影響により住宅ローン等の既往債務を弁済できなくなった債務者について、破産手続等の法的倒産手続によらずに私的な債務整理を行うための「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定された（機構も同ガイドライン研究会に参加）。また、東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月7日成立）において、機構には、復興に必要な措置の弾力的な実施が求められることとなった。

これらを踏まえ、機構は、平成23年12月26日、独立行政法人住宅金融支援機構業務方法書を改正し、同ガイドラインに基づき債務整理の申出があった場合に、弁済の請求の中止その他の適切な措置を講ずることとし、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することとした。

【個人債務者の私的整理ガイドライン利用実績】

債権数21（債務者数32）（平成24年３月末現在）

⑤　機構団信特約制度

ア　今回の震災により被災され、平成23年分の機構団信特約料の支払が一時的に困難となったお客様に対する特約料の払込期限を猶予する特例措置及び既に平成23年分の特約料の払込みを行ったお客様に対する払込済み特約料を一時返戻する特例措置を実施した。震災発生直後は、これらの特例措置による払込期限を最長で平成23年10月末までとしていたが、被害の甚大さに鑑み、同年５月にはこの期限を平成24年３月末まで延長した。

この特例措置の案内はチラシやホームページによって行い、更に、平成24年１月には被災地の加入者に対してダイレクトメールを送付して周知を行った。

この結果、特例措置の利用者は473件（一時返戻の利用は12件）となった。

イ　今回の震災により亡くなられた団信加入者に係る団信弁済の届出について、手続きの簡素化を実施した。具体的には、震災発生直後から、新聞記事等今回の震災で亡くなったことが確認できる資料の提出により、通常必要な死亡診断書等の書類を省略できる等の取扱いを実施した。

また、行方不明により加入者の死亡事実が確認できず、死亡診断書等の提出ができない場合であっても、死亡事実が記載された住民票が提出された場合は、団信弁済の対象とすることとした。

なお、今回の震災を原因とする団信弁済の件数は、256件（弁済金は20億26百万円）となった（平成23年度末現在）。

ウ　機構が保有する団信加入者情報と社団法人生命保険協会が保有する死亡者データを突合することにより、団信弁済の対象となる可能性のある加入者リスト（117名分）を作成し、金融機関を通じた債務者の安否確認に活用する等、団信弁済請求手続の円滑化に努めた。リスト掲載者中団信弁済となった者は、96件であった。

⑥　特約火災保険

ア　特約火災・地震保険に係る保険金支払い等について、保険会社に対し、迅速に対応するよう要請した。

イ　東日本大震災の被災者が機構の災害復興住宅融資を利用する場合において、特約火災保険を利用するときは、災害復興住宅融資の申込内容データに基づいて、特約火災保険の申込書を自動で機械作成することとし、融資利用者及び受託金融機関の負担軽減を図った。

(7) 災害復興住宅融資等に係る改善

①　金融機関との連携

災害復興住宅融資の受付については、これまでは機構への借入申込書の郵送による方法としていたが、本震災の被害状況の大きさに鑑み、被災地の金融機関の協力が不可欠であったことから、被災地に代理店又は営業店のある金融機関に対して融資業務への対応を依頼するとともに、金融機関からの要請に応じて、個別に融資業務に関する現地説明会を実施し、かつ、機構の担当部署内に金融機関からの照会や要請に対する窓口を設置することにより、業務実施に当たってのサポート態勢を整備し、融資業務に関する連携体制の強化を図った（５月16日から11の金融機関、５月23日から120の機関において、災害復興住宅融資の受付を開始した。）。

また、受託金融機関における円滑な受付体制の整備を図るため、東日本大震災用の災害住宅融資業務マニュアル等を作成し配付することにより、金融機関窓口における円滑な業務実施をサポートした。

②　地方公共団体等との連携

災害復興住宅融資の工事審査業務を円滑に行うために、地方公共団体に対して工事審査業務への対応を依頼し、円滑な業務実施に向けて工事審査担当者向け研修用ＤＶＤを作成して配布するとともに、地方公共団体からの要請に応じて、個別に工事審査業務に関する現地説明会を実施した。

また、これまでは地方公共団体に対してのみ業務を委託していたが、本震災の被害状況の大きさに鑑み、民間の検査機関に対しても業務を委託することとし、65機関と工事審査業務に係る委託契約を締結し、業務を円滑に行えるよう工事審査業務に関する研修等を実施した。

さらには、機構の担当部署内に地方公共団体等からの照会や要請に対する窓口を設置することにより、業務実施に当たってのサポート態勢を整備し、工事審査業務に関する連携体制の強化を図った。

この他、工事審査時期を弾力化するなどの工事審査に係る見直しを図ることにより、借入申込者が工事審査を受けやすくなるよう環境を整備した。

借入申込者及び事業者に対しては、工事審査手続きを確認できるようにするため、新たに、「災害復興住宅融資工事審査手続きガイド（建設・新築購入・補修編）、（リ・ユース住宅購入編）」を作成し、支店、地方公共団体及び民間の検査機関の窓口にて配布するとともに、機構ホーム

ページにも掲載し周知を行った。

③　融資手続きの改善事項等

お客さま、金融機関等から寄せられる要望、苦情等を踏まえ、災害復興住宅融資等がより使いやすくなるよう改善を図った（これまで72項目）。

（主な改善事例）

〇融資業務関係

・原則として郵送受付に限定していた災害復興住宅融資の借入申込みについて、主に被災地の市中金融機関窓口で受付けられるようにした。

・親孝行ローンにおける住宅取得地域の制限を撤廃した。

・被害程度が大規模半壊又は半壊の方が建設・購入資金を利用する場合に必要としていた「被害状況がわかる写真」及び土地取得資金の借入を希望する場合に必要としていた「土地取得資金借入希望の事情申出書」を提出不要とした。

〇債権管理関係

防災集団移転促進事業で、移転促進区域に居住している機構融資利用者については、移転先に既融資分の担保設定を行うなどにより、これまでどおり割賦弁済を継続できることとした。

≪参考≫東北支店管内における現地相談の実績（～３月30日）

4月1日 ～（週2回→	毎日→週２回）	仙台市
4月12日		相馬市
4月14日		仙台市
4月15日		福島市
4月15日 、 19日・22日		山元町
4月18日 ～ 19日		一関市
4月18日 ～ 6月30日	（週２回）	七ヶ浜町
4月20日		岩沼市
4月21日		会津若松市
4月22日		会津美里町
4月25日		久慈市
4月25日 、 27日、	５月２日	多賀城市
4月26日		雫石町
4月27日		宮古市
4月27日		松島町
4月27日		いわき市
4月28日		花巻市

4月28日		郡山市
5月9日 ～ 5月30日	（週３回）	多賀城市
5月10日		塩竈市
5月10日		南相馬市
5月12日		いわき市
5月18日		白河市
5月18日		南三陸町
5月23日		亘理町
5月24日		矢吹町
5月25日		釜石市
5月27日		石巻市
5月31日		須賀川市
5月31日		多賀城市
6月1日 ～ 7月29日	（週２回）	松島町
6月3日		気仙沼市
6月9日		気仙沼市
6月10日		大船渡市
6月14日		七ヶ浜町
6月14日		新地町
6月14日		名取市
6月17日		女川町
6月20日		名取市
6月22日		野田村
6月23日		山元町
6月28日		東松島市
6月29日		郡山市
7月4日		陸前高田市
7月11日		郡山市
7月12日 ～	（週１回）	石巻市
7月15日		南相馬市
7月18日		一関市
7月21日 ～	（週１回）	東松島市
7月21日		山田市
7月22日		福島市
7月26日		大崎市

7月27日		相馬市
7月28日 ～ 8月31日	（週１回）	宮古市
7月29日 ～ 8月31日	（週１回）	大船渡市
7月29日		いわき市
8月2日 ～ 8月31日	（週１回）	釜石市
8月3日 ～ 8月31日	（週１回）	久慈市
8月3日		登米市
8月11日		宮古市
8月24日		いわき市
8月25日		名取市
8月28日		福島市
8月31日		大槌町
8月31日		川俣町
9月6日 ～ 10月31日	（週１回）	釜石市
9月6日		南三陸町
9月7日 ～ 10月31日	（週１回）	久慈市
9月8日 ～ 10月31日	（週１回）	宮古市
9月8日		女川町
9月8日		田村市
9月9日 ～ 10月31日	（週１回）	大船渡市
9月14日		気仙沼市
9月14日		飯舘村
9月16日		石巻市
9月22日		七ヶ浜町
9月26日 ～（週１回）		名取市
9月28日		いわき市
9月29日		岩沼市
9月29日		大船渡市
9月30日 ～（週１回）		郡山市
10月10日		花巻市
10月11日		南三陸町
10月19日		仙台市
10月21日 ～ 23日		郡山市
10月25日		陸前高田市
10月30日		東松島市

11月6日	北上市
11月8日 ・ 12月16日	釜石市
11月8日 ・ 15日	石巻市
11月20日	奥州市
11月20日	田野畑村
11月22日	山田町
12月2日 、 １月12日、 ２月２日	気仙沼市
12月4日	野田村
12月6日	八戸市
1月18日 ～ 21日、 25日～28日	仙台市
2月1日 ～ 2月3日	仙台市
2月4日	盛岡市
2月5日	いわき市
2月7日 ・ 23日	釜石市
2月9日	南三陸町
2月20日 ～ ２月21日、 24日	七ヶ浜町
3月7日 ～ ８日、10日 14日～15日、	仙台市
3月17日	仙台市
3月22日 ・ 29日	東松島市

(8) 融資及び返済方法変更に係る申込実績等

上記取組の結果、コールセンターへの災害関連の電話相談は31,362件（平成24年３月末)、住宅に被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資の申込みは平成23年度4,664件、現在返済中の方で災害により被害を受けられた方に対する災害特例の承認件数は4,356件、団信特約料払込特例及び団信弁済件数はそれぞれ473件、256件となった。

①コールセンターへの災害関連入電件数（平成24年３月末現在）

	災害融資	管理	私的整理ガイドライン	火災地震保険	団信	その他	計
3月	747	622		108	16	111	1,604
4月	2,745	1,225		75	56	419	4,520
5月	3,001	301		50	36	252	3,640
6月	2,826	192		32	20	236	3,306
7月	2,436	230		14	27	201	2,908
8月	1,975	146	5	24	21	176	2,347
9月	1,865	70	3	25	14	180	2,157
10月	1,860	60	2	28	28	201	2,179
11月	1,488	76	2	22	22	147	1,757
12月	1,244	94	2	22	22	125	1,509
1月	1,509	148	4	27	17	134	1,839
2月	1,619	123	1	24	21	127	1,915
3月	1,441	69	0	26	26	119	1,681

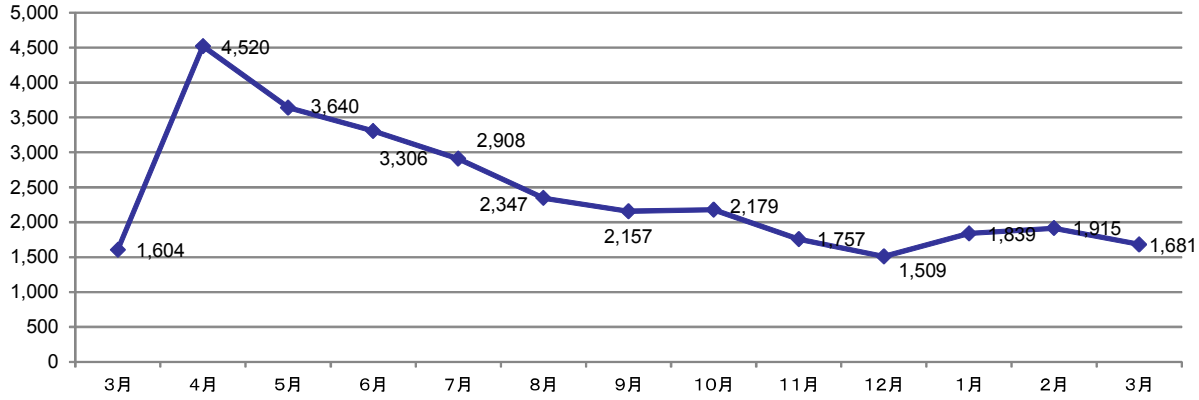

②東日本大震災と阪神・淡路大震災の災害復興融資受理状況（累計）

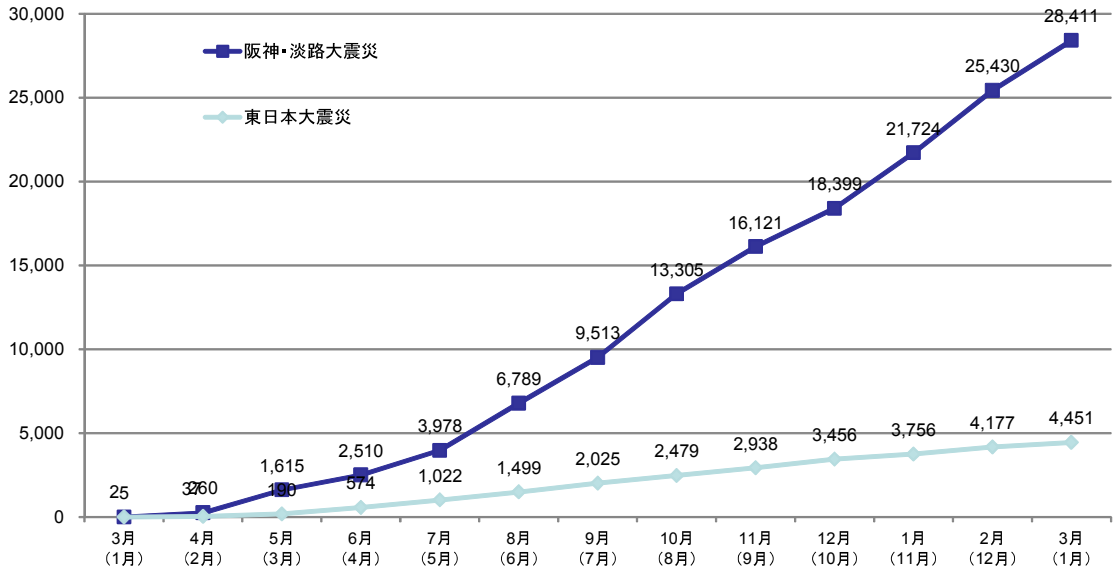

※阪神・淡路大震災は、月報による受理戸数（確報）。
※東日本大震災は、3月30日現在SCOPより集計した受理件数。

③災害特例の適用状況（個人債権）（平成24年３月末現在）

■　災害特例承認件数の推移

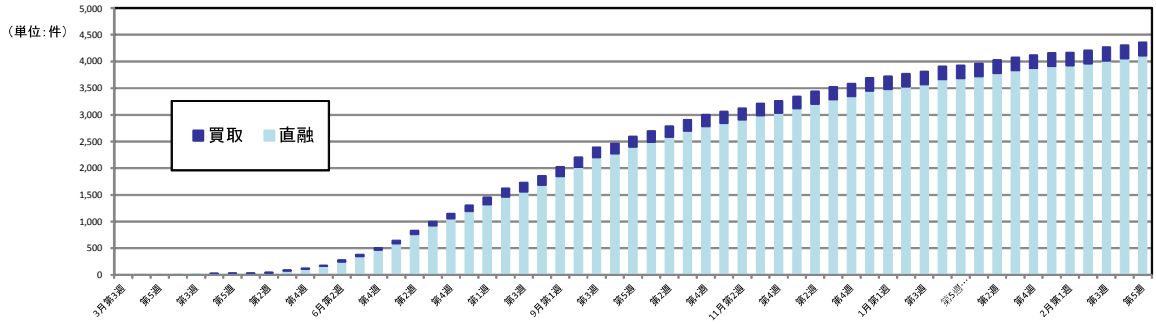

■　災害特例承認件数の比較（対阪神淡路）

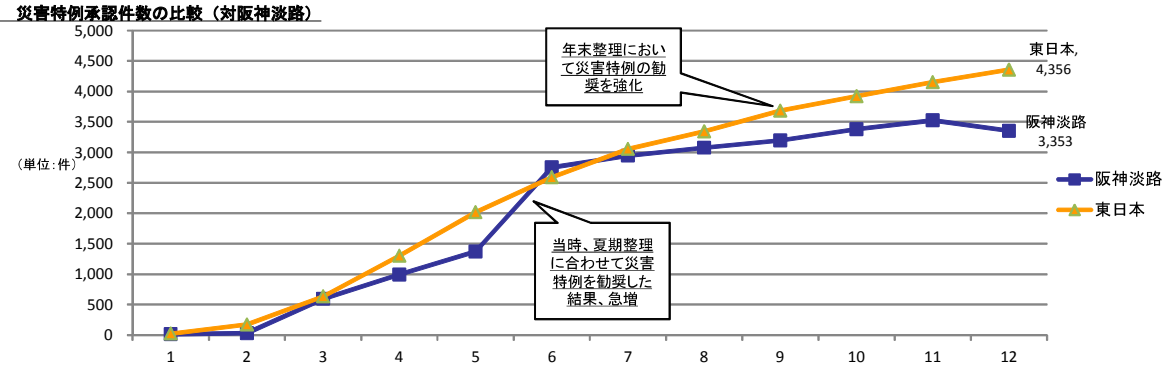

④団信特約料払込特例及び団信弁済件数（平成24年３月末現在）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特例措置（相談）	61	75	66	60	38	30	24	20	17	14	52	40	28
特例措置（相談）累計	61	136	202	262	300	330	354	374	391	405	457	497	525
特例措置（承認）	1	67	66	55	38	34	33	18	27	19	29	47	39
特例措置（承認）累計	1	68	134	189	227	261	294	312	339	358	387	434	473
団信弁済	0	49	80	39	27	23	15	3	9	7	1	1	2
団信弁済（累計）	0	49	129	168	195	218	233	236	245	252	253	254	256

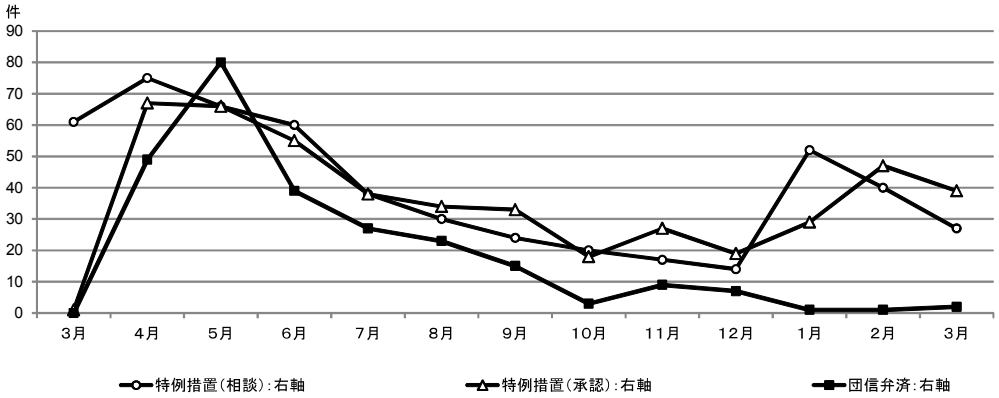

2　ＣＳ（顧客満足）の向上に向けての取組

(1)　「ＣＳ行動指針」の制定

ＣＳ向上に向けた職員の行動規範として、平成19年度に「ＣＳ行動指針」を制定した。

（参考）ＣＳ行動指針

> 私たちは、お客さまに「ありがとう」と言っていただける住宅金融支援機構を目指し、お客さまの「安心」と「満足」のために行動します。
>
> お客さまの立場に立って、金融商品とサービスを提供します。
>
> お客さまに十分ご納得いただけるよう、分かりやすく説明します。
>
> お客さまの声を感謝の気持ちで受けとめ、誠実に、迅速にお応えします。
>
> お客さまのために自分は何ができるかを常に考え、実行します。

(2)　ＣＳ委員会等の開催

経営的・全社的な観点から全社レベルでＣＳ向上を推進することを目的とし、役員、部室長等で構成するＣＳ委員会を開催した。

また、職員レベル、現場レベルでの活動を目的とした若手職員で構成するＣＳワーキングチームにおいて、身近なＣＳ活動の議論と実践を行った。

(3)　ＣＳマスタープランの策定

ＣＳ行動指針に定める行動を役職員が具体的な行動につなげ、機構のＣＳ活動を効果的に推進することを目的として、「住宅金融支援機構ＣＳマスタープラン」を平成21年３月に策定した。マスタープランにおいては、平成21年度から３年間にわたるＣＳ取組に関する目標を定めており、この目標に基づき、毎年度の各部署におけるＣＳ活動を実施した。

(4)　顧客説明管理態勢の整備

機構が提供する商品の利用者に対する説明責任を遂行するため、以下の取組により、顧客説明管理態勢を整備した。

・顧客説明資料の整備

・顧客説明マニュアルの整備

・顧客説明管理責任者及び顧客説明管理者の設置

・各部署における顧客説明の実施状況に関するモニタリングの実施

(5)　ＣＳアンケート調査の実施

金融機関、適合証明機関及び住宅事業者を対象として、職員のマナーや回答の正確性、業務マニュアル等の文書の分かりやすさなどに関するアンケート調査を実施した。

アンケート結果について、全職員向けＣＳ研修の実施及び担当各部署へのフィードバックにより全社的な共有化を行うとともに、不満が多かった項目（職員の対応のバラツキ、文書のわかりにくさ、回答へのスピード感、照会や要望に対する行動、要望・意見を伺う姿勢）については、

ＣＳ活動における重点取組事項に位置づけ、不満解消に向けた取組を全社的に展開した。

(6) ビジネスマナー向上のための取組

顧客からの電話対応時の第一声（名前を名乗る）や、来客対応時の取次ぎに関するビジネスマナーについて統一的なルールを定めるとともに、定期的に達成状況を点検することにより、職員のマナー向上を図った。

(7) 経営層からのメッセージ発信・各部署のＣＳ活動の共有化

経営層から全職員に向けて、ＣＳ向上に関するメッセージを継続的に発信し、職員の意識付けを行うとともに、各部署毎に独自に取り組んだＣＳ活動の内容を社内掲示板を通じて紹介し、情報共有を行った。

3　個人情報漏えい等防止の取組

(1) 個人情報漏えい等事故の発生状況

○個人情報漏えい等の分類別発生状況（事故件数）

（単位:件）

区分	誤送付・誤送信	うち郵便局による誤配	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出	うちウイルス	盗難	その他	合計
機構	31	0	1	0	8	0	0	0	0	40
	20	0	1	0	4	0	0	0	1	26
	6	0	0	0	1	0	0	0	0	7
	7	0	0	0	2	0	0	0	0	9
	5	0	0	0	10	0	0	0	0	15
委託先	40	7	0	2	37	1	1	0	0	80
	50	23	0	0	47	0	0	0	3	100
	44	19	4	1	32	0	0	0	7	88
	52	28	5	0	52	0	0	1	1	111
	43	24	0	0	43	0	0	0	1	87
合計	71	7	1	2	45	1	1	0	0	120
	70	23	1	0	51	0	0	0	4	126
	50	19	4	1	33	0	0	0	7	95
	59	28	5	0	54	0	0	1	1	120
	48	24	0	0	53	0	0	0	1	102

※　各欄毎に上から下へ向かって、平成19年度から平成23年度の数値を記述している。

○個人情報漏えい等の分類別発生状況（漏えい人数）

（単位：人）

区分	誤送付・誤送信	うち郵便局による誤配	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出	うちウイルス	盗難	その他	合計
機構	121	0	1	0	276	0	0	0	0	398
	77	0	1	0	10	0	0	0	1	89
	7	0	0	0	1	0	0	0	0	8
	827	0	0	0	13	0	0	0	0	840
	33	0	0	0	96	0	0	0	0	129
委託先	146	7	0	5	471	1	1	0	0	623
	57	25	0	0	164	0	0	0	5	226
	59	22	27	3	62	0	0	0	15	166
	90	31	7	0	7,388	0	0	1	1	7,487
	335	24	0	0	101	0	0	0	1	437
合計	267	7	1	5	747	1	1	0	0	1,021
	134	25	1	0	174	0	0	0	6	315
	66	22	27	3	63	0	0	0	15	174
	917	31	7	0	7,401	0	0	1	1	8,327
	368	24	0	0	197	0	0	0	1	566

※　各欄毎に上から下へ向かって、平成19年度から平成23年度の数値を記述している。

(2) 事故防止に向けた取組

個人情報の管理については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、規定の整備及び見直しを進めるとともに職員に対する研修の徹底を図り、情報の適切な管理に取り組んだ。

また、職員に対するルールの再徹底と注意喚起を図り、さらなる情報管理の強化に努めた。

①　マニュアル等の整備

「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」等に従い、保有する個人情報の適切な管理に関するマニュアル等を整備した。

②　実地点検及び内部自主点検

上記①のマニュアルで定めた事務手続が現場で適切に履行されているかを確認するため、現場への点検・事務指導、監査部門による監査、現場における自主点検を実施した。

③　啓発活動等の実施

個人情報に関する理解向上及び誤送付等防止のための共通ルールの浸透・徹底を目的として、マニュアルの説明会の実施、現場部署単位のミーティングや研修、社内ＬＡＮでの専用掲示板の設置、ｅラーニング等を実施した。

④　バーコードによる文書管理

顧客情報等が記載された重要文書等の紛失防止を目的として、バーコードによる文書管理を行うシステムを平成20年３月に導入し、当該システムによる文書管理を実施した。

⑤　現場におけるマネジメントの徹底

誤送付等防止を目的として、管理職による顧客情報記載文書発送業務の金曜日一斉点検を実施するとともに、管理職は発送業務の具体的手順を把握し、職員の意識と基本行動が徹底されるよう、点検及び指導を行った。

⑥　事務管理委員会における再発防止策の審議・策定

個人情報漏えい等を防止するために、実際の事務処理を所管する部署の長を委員とする事務管理委員会を設置し、同委員会において発生原因の分析及び有効で具体的な再発防止策を審議し、策定した。

⑦　カイゼン運動の実施

全員参加の組織的、自律的な改善を継続的に行うことにより、事務リスクを極小化し、顕在化事例の発生を削減するため、カイゼン運動を実施した。

⑧　事務リスクＲＣＳＡの実施

業務に内在する事務リスクとそれを抑止するコントロール手法を自己評価し、その評価結果に基づき業務改善を行う事務リスクＲＣＳＡ（Risk & Control Self-Assessment）を実施した。

４　事業仕分けへの対応

(1) 平成21年度事業仕分けへの対応

①　事業仕分けの対象となった予算

平成21年度の行政刷新会議「事業仕分け」において、平成22年度における証券化支援事業（フラット３５）の優良住宅の取得に対する金利引下げ等、返済困難者対策に係る金利引下げに活用する出資金81,900百万円が仕分けの対象となった。

②　行政刷新会議「事業仕分け」：第１ＷＧにおける評価結果（平成21年11月16日）

ア　評価結果

見直しを行う（所要額を措置する方式に改める）

イ　とりまとめコメント

所要額を措置するにあたり、負担額が明確に見える形が望ましいとの意見が多かった。返済困難者への対策等は過不足なく行うべきものの、その具体的なあり方として当ワーキングとしては、見直しを行い、所要額を措置する方式に改めるということとしたい。

③　評価結果を踏まえた対応

政策的な金利引下げにかかる経費について、出資金の運用益を活用する方式を改め、毎年度、所要額を補助金にて受け入れることとした。

なお、信用リスクに対応する経費については、資本金対応とすることが金融分野のリスク管理の原則であるため、所要額を出資金にて受け入れることとした。

【証券化支援事業に係る平成22年度予算 ※1】

出資金 ：	12,355百万円 ※2
補助金 ：	2,914百万円 ※3
合　計 ：	15,269百万円

※１　住宅金融支援機構の平成22年度予算には、この他、住宅融資保険の事業規模に見合う異常リスク対応出資金（14,000百万円）と、補給金・交付金（102,000百万円）がある。

※２　出資金には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に係るフラット３５の事業規模に見合う異常リスク対応に必要な額を含む。

※３　平成22年度当初予算において措置された証券化支援事業の補助金2,914百万円については、平成23年度以降も金利引下げを継続することから、後年度負担が発生する。平成22年度におけるフラット３５の事業規模が計画どおりの1.3兆円となること等を前提として試算すると、平成23年度以降の後年度負担額は、約300億円と推計される。

※４　優良住宅取得支援制度に係る金利引下げに採用されてきた出資金の運用益を活用する方式は、初年度の予算措置により、後年度の金利引下げ費用を出資金運用益により賄うものであり、後年度負担は発生しない。

出資金額　　：2,300億円（平成17年度～21年度に措置された優良住宅取得支援制度に係

る出資金累計（国庫に納付予定となっている平成21年度１次補正予算における出資金970億円を除く））

出資金運用益：47億円（平成21年度の決算額）。上記累計出資金による平成21年度運用益（平成21年度分の金利引下げ経費等に対応））

④　平成21年度第２次補正予算における対応

上記対応を踏まえ、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月８日閣議決定）の一環として実施した優良住宅取得支援制度（【フラット３５】Ｓ）の当初10年間の金利引下げ幅の拡大及び住宅融資保険の保険料率引下げに係る経費について、補助金にて4,000億円を受け入れた。なお、当該補助金は、後年度における必要額を一括で受け入れたものであり、政府による後年度負担は発生しない。

(2) 平成22年度事業仕分けへの対応

①　事業仕分けの対象となった事業

平成22年度の行政刷新会議「事業仕分け」において、住宅資金貸付業務（まちづくり関連）、住宅資金貸付業務（賃貸住宅関連）、住宅融資保険業務及び証券化支援業務が仕分けの対象となった。

②　行政刷新会議「事業仕分け」：ワーキンググループＡにおける評価結果（平成22年４月23日）

ア　住宅資金貸付業務（まちづくり関連）、住宅資金貸付業務（賃貸住宅関連）

(ｱ) 評価結果

事業の廃止

(ｲ) とりまとめコメント

住宅資金貸付業務については、事業の廃止としたものが５名、民間の判断に任せるとしたものが３名、当該法人が実施するものの事業規模を縮小すべきとしたものが４名であった。

多くの評価者から指摘があったとおり、例えば高齢者向け、子育て向けという政策目的そのものを否定する意見はなかったが、この施策が必ずしも合致していないのではないか、地方公共団体や他省庁との連携も含めその仕組を見直すべきではないか、まず民間に任せたうえで、それでも足らざる部分についての負担はあり得るかもしれないというコメントがあった。

評決結果が分かれたところであるが、全体としては、この事業を廃止して民間の判断に委ねる方向にしていただきたい、そして、例えば、政策目的に関する部分については、融資によらない手法も含め他の手法によることも検討していただきたいということで、当ＷＧの評決結果としては事業の廃止を結論とする。

イ　住宅融資保険業務

(ｱ) 評価結果

事業の廃止

(ｲ) とりまとめコメント

住宅融資保険業務については、事業の廃止としたものが９名、民間の判断に任せるとしたものが１名、当該法人が実施するものの事業規模を縮小すべきとしたものが２名であった。

様々な意見があったが、そもそも事業規模も大変小さいこともあり、段階的に縮小して廃止していくべきではないか、どうしても民間ではできない部分については別の方法で考えていった方がいいのではないか、むしろ民業圧迫というのが現状ではないか、というのが多くの評価者の認識であったかと思う。

従って、住宅融資保険業務についても、当ＷＧの評決結果としては事業の廃止を結論とする。

ウ　証券化支援業務

(ｱ) 評価結果

不要資産の国庫返納

(ｲ) とりまとめコメント

将来的には民間でも出来るのではないか、ということは巷間言われているところだが、一方で、今回、証券化支援業務そのものについての否定的な意見というのはあまりなかったと思うので、これはやっていただく必要がある。

一方で、多くの方に指摘をいただいたのが不要資産の国庫返納、これは、フラット３５は活用されていないとか、あまり必要性がないという議論ではなく、必要であるものの、出資金額が若干過剰に積まれているのではないかという問題意識による指摘だと思う。

事業規模の縮減や現状維持ということについては、書き方の部分もあるが、フラット３５そのものを減らすというよりも、おそらく積まれている部分について国庫に返していただく、出資金額を減らしていただくということであろうかと思う。

従って、このＷＧとしては、不要資産について国庫返納していただく、ということを結論とする。

③　評価結果を踏まえた対応

評価結果を踏まえて決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）への対応を行った（５参照）。

５　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）への対応

(1) 証券化支援事業

①　ＡＬＭリスク対応出資金の国庫返納

ア　実施時期

平成23年度中に実施

イ　基本方針の内容

平成19年度から平成21年度に国から出資されたＡＬＭリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びＭＢＳの超過担保率（フラット３５を安定的に供給するための超過担保額のＭＢＳ発行額に対する比率）等を踏まえ、必要額を残し、国庫納付する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成24年３月16日に113億円を国庫納付済みである。

②　金利変動準備基金の国庫納付

ア　実施時期

平成23年度中に実施

イ　基本方針の内容

金利変動準備基金450億円についても、フラット３５の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成24年３月16日に106億円を国庫納付済みである。

(2) 住宅融資保険事業

①　廃止

ア　実施時期

平成24年度から実施

イ　基本方針の内容

平成21年４月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下げ率上乗せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット３５に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。

ウ　基本方針を踏まえた対応

住宅融資保険事業については、平成24年度から、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等（フラット３５に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限定し、民

間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、現在国庫納付の手続きを進めているところである。

② 高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築

ア 実施時期

平成23年度から実施

イ 基本方針の内容

高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関する融資保険を実施する。

ウ 基本方針を踏まえた対応

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が成立したことを受けて、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリバースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険業務を実施している。

(3) 住宅資金貸付事業

① 賃貸住宅融資の廃止

ア 実施時期

平成23年度から実施

イ 基本方針の内容

現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。

ウ 基本方針を踏まえた対応

平成23年度から、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資事業に限り、民間の代替が可能となるまでの措置として行っている。

② 高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築

ア 実施時期

平成23年度から実施

イ 基本方針の内容

高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関する融資保険を実施する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行されたことを受けて、同年11月７日からサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務を実施している。

③　まちづくり融資の廃止

ア　実施時期

平成24年度から実施

イ　基本方針の内容

まちづくり融資について、平成21年４月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。

ウ　基本方針を踏まえた対応

まちづくり融資については、平成24年度から、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、現在国庫納付の手続きを進めているところである。

(4) 住情報提供事業

廃止

①　実施時期

平成23年度から実施

②　基本方針の内容

事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。

③　基本方針を踏まえた対応

住まいづくりに関する情報サイトを除き、平成23年３月末に廃止し、当該情報サイトについては、平成23年７月26日に廃止した。

(5) 不要資産の国庫返納

①　ＡＬＭリスク対応出資金（再掲）

ア　実施時期

平成23年度中に実施

イ　基本方針の内容

平成19年度から平成21年度までに国から出資されたＡＬＭリスク対応出資金480億円のう

ち、事業量の推移及びＭＢＳの超過担保率（フラット３５を安定的に供給するための超過担保額のＭＢＳ発行額に対する比率）等を踏まえ、必要額を残し、国庫納付する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成24年３月16日に113億円を国庫納付済みである。

②　金利変動準備基金の国庫返納（再掲）

ア　実施時期

平成23年度中に実施

イ　基本方針の内容

金利変動準備基金450億円についても、フラット３５の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成24年３月16日に106億円を国庫納付済みである。

③　証券化支援事業に係る政府出資金2,000億円

ア　実施時期

平成22年度中に実施

イ　基本方針の内容

平成21年度第１次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2,000億円）について、確実に返納する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成23年３月14日に国庫納付済みである。

④　まちづくり融資に係る政府出資金300億円

ア　実施時期

平成22年度中に実施

イ　基本方針の内容

平成21年度第１次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、確実に返納する。

ウ　基本方針を踏まえた対応

平成23年３月14日に国庫納付済みである。

(6) 事務所等の見直し

見直し計画を早期に策定

①　実施時期

平成22年度から実施

②　基本方針の内容

平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの

妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討する。

③　基本方針を踏まえた対応

保有事務所等について、法人の任務・設置目的との整合性、資産規模の適切性、現在の立地の必要性、資産の利用度、経済合理性の観点から平成22年度中に検証作業を行ったところである。今後は、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年４月３日行政改革実行本部決定）に基づき、宿舎の見直し・削減のための具体的な実施計画を平成24年中に作成することとしており、これにあわせて保有事務所等も含めた見直し計画を今年中に策定する予定である。

また、第二期中期目標においても、支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるとされており、これに基づき見直しを進める。

(7) 職員宿舎等の見直し

職員宿舎及び公庫総合運動場の処分

①　実施時期

平成22年度から実施

②　基本方針の内容

職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。

③　基本方針を踏まえた対応

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき処分することとしていた北四条宿舎については、平成24年２月20日に売却済みであり、これによって同計画に基づく宿舎の処分は完了した。また、公庫総合運動場については、効果的に処分するため、隣接する国所有の土地と一体的に処分するべく調整を行っているところであり、平成24年度に売却の手続を開始する予定である。

(8) 人件費の見直し

ラスパイレス指数の低減

①　実施時期

平成22年度から実施

②　基本方針の内容

職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取り組みを着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

③　基本方針を踏まえた対応

機構の平成21年度におけるラスパイレス指数は地域・学歴考慮後で114.9（年齢のみを勘案した場合は127.6）であったところ、給与水準の適正化について以下の取組を実施し、平成22年度

の同指数は地域・学歴考慮後で114.2（年齢のみを勘案した場合は125.5）となったところである。

・業務職（平成22年度に総合職から業務職に転換した職員）本俸の平均５％引下げ

・業務職（住宅金融公庫時代に非転勤職であった職員）本俸の現給保障を打ち切り（平成19年３月比で５％引下げ）

・管理職手当の支給区分を見直し（支給総額ベースで約３％引下げ）

・本俸月額及び賞与支給月数の引下げ

国家公務員の給与改定に準じ、本俸月額の引下げ（平均改定率▲0.19%）及び賞与支給月数の引下げ（▲0.20か月（4.15か月→3.95か月））

引き続き、平成23年度も給与水準の適正化に向けた以下の取組を実施した。

・管理職定年制（平成23年度末に55歳超となる職員を対象）

・管理職手当の最高額の引下げ

加えて、給与体系の見直しを含む人事・給与制度を導入し、平成24年度以降、順次実施することとした。

また、機構は、平成19年度に開始した第１期中期目標期間における中期目標において定めている以下の目標について、達成済みである。

・（目標）人件費（退職手当等を除く）について、19年度から22年度までの４年間で４％以上削減（平成23年度まで継続）

→（実績）対18年度比で▲17.5%

今後は平成28年度までに地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を国家公務員と同程度としていくことを目指し、平成23年度に導入した給与体系の見直しを含めた人事・給与制度等を平成24年度以降に着実に実施する。